

政府間機関に関する情報	アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO)	附属書 B 2
A P	一般情報	A P

政府間機関の名称	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) (アフリカ広域知的所有権機関)
所在地	11 Natal Road, Belgravia, Harare, Zimbabwe
郵便のあて名	P. O. Box 4228, Harare, Zimbabwe
電話番号	(263-242) 79 40 54, 79 40 65, 79 40 68
ファクシミリ装置	(263-242) 79 40 73, 79 40 72
電子メール	mail@aripo.org registry@aripo.org (書類提出専用)
オンラインサービス	http://eservice.aripo.org
インターネット	www.aripo.org
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置又は電子メール
送付することができる書類の種類	委任状及び優先権書類を除くすべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から60日以内に提出
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する
右の各国の国民及び居住者のための管轄受理官庁	ボツワナ、カーボベルデ、エスワティニ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セーシェル、シエラレオネ、スーダン、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエ：ARIPO事務局（出願人は国民若しくは居住者である国（エスワティニ、ガンビア、モザンビーク、シエラレオネ、ウガンダ及びタンザニア連合共和国を除く）の特許庁又はWIPOの国際事務局に出願を行うことを選択できる）（附属書C参照）
右の各国についてのARIPO特許の付与のための管轄指定（又は選択）官庁	ボツワナ、カーボベルデ、エスワティニ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セーシェル、シエラレオネ、スーダン、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエのARIPO事務局（国内段階参照）

[次頁に続く]

A P	アフリカ広域知的所有権機関 (A R I P O) (続き)	A P
PCTに基づき取得可能な保護の種類	A R I P O特許, A R I P O実用新案 (実用新案は, 特許に代えて又は追加して求めることができる)	
国際型調査に関するA R I P Oの規定	な し	
国際公開に基づく仮保護	PCT及びハhare議定書両方の各締約国の国内法に基づき与えられる仮保護については附属書B 1 参照	
A R I P Oが指定 (又は選択) 官庁である場合の有益な情報		
A R I P Oが指定 (又は選択) 官庁である場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか, 又は後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合, 管轄官庁は通知の日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あ り (附属書L参照)	